

債権差押命令申立書

(扶養義務等に係る確定債権による差押え)

岡山地方裁判所 御中

津山支部

収入印紙

※津山支部に申立てをされる時は、としてください。

平成 22 年 2 月 2 日

申立債権者氏名 岡山花子 印

電 話 090 - 123 - 4567

F A X 086 - 765 - 4321

当事者 }
請求債権 } 別紙目録記載のとおり
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対して、陳述催告の申立て（民事執行法 147 条 1 項）をする。

※陳述催告の申立てを同時にされる時は、上記記載例のように□にレを付けてください。

添付書類

✓ 執行力ある債務名義の正本	1 通	記 入 不 要 で す
✓ 同 送達証明書	1 通	
✓ 資格証明書	1 通	
✓ 戸籍謄本	1 通	
✓ 住民票	1 通	

※提出される書類の□にレを付けてください。

受 付 印			
貼付印紙	円	取扱者	
添付郵券	円	認 印	

※「債権者」及び「債務者」の住所・氏名は、いずれも債務名義のとおりに記載してください。

当事者目録

債 権 者	〒 - 住 所 岡山市北区 町一丁目2番3号 √ (債務名義上の住所)	※債務名義に記載された住所と、現住所が異なる場合（引越をした等）は、債務名義上の住所と現住所を併記してください。 その場合には、つながりを証する書面として、住民票の写しなどを提出してください。
	〒 - 氏名等 岡山花子 (債務名義上の氏名) 倉敷花子	
	〒 - 送達場所 √ 住所と同じ	
債 務 者	〒 - 住 所 岡山市南区 町二丁目3番4号 √ (債務名義上の住所)	※債務名義に記載された氏名と、現在の氏名が異なる場合（婚姻により姓が変わった等）は、債務名義上の氏名と現在の氏名を併記してください。 その場合には、つながりを証する書面として、戸籍謄本などを提出してください。
	〒 - 氏名等 岡山県玉野市 町四丁目5番6号 南方次郎 (債務名義上の氏名) 北方次郎	
	〒 - 送達場所	
第 三 債 務 者	〒 - 住 所 岡山県津山市 町三丁目4番5号	※相手に給料を支払っている会社の本店所在地、商号、代表者名を代表者事項証明書などで確認の上、記載してください。
	〒 - 氏名等 株式会社 代表者代表取締役	
	〒 - 送達場所	

請求債権目録

岡山 家庭裁判所 (支部) 平成 21 年 (家ホ)
第 1 2 3 4 5 号事件の判決正本に表示された下記金員及び執行費用

※債務名義の表示に従って記載してください。

記

1 (1) ~ (3) の合計 金 27 万 円

※下記(1)~(3)の合計を記載してください。

(1) 金 9 万 円

ただし、未成年者 三郎 の平成 21 年 8 月
から平成 21 年 10 月まで 1 箇月 3 万円の養育
費の未払分 (支払期毎月 末 日)

※申立日までに支払期限が到来している未払いの養育費の合計額を未成年者ごとに記載してください。

(2) 金 9 万 円

ただし、未成年者 四郎 の平成 21 年 8 月
から平成 21 年 10 月まで 1 箇月 3 万円の養育
費の未払分 (支払期毎月 末 日)

(3) 金 9 万 円

ただし、未成年者 五郎 の平成 21 年 8 月
から平成 21 年 10 月まで 1 箇月 3 万円の養育
費の未払分 (支払期毎月 末 日)

2 執行費用 金 8,850 円

(内 訳)

本 申 立 手 数 料 金 4,000 円

差押命令送達費用及び通知費用 金 2,400 円

申立書作成及び提出費用 金 1,000 円

執行文付与申立手数料 金 300 円

送達証明書申請手数料 金 150 円

※申立てにかかる費用の合計額と内訳を記載してください。

資格証明書交付手数料金 1,000円

以上合計 金 27万8850 円

※上記1, 2の合計を
記載してください。

差 押 債 権 目 録

金 27万8850 円

※請求債権目録の合計額を記載してください。

債務者（ ..株式会社.....勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 3 1及び2により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。